《答え》

ほうがいいでしょうか

(家族)

事ですが、

まめにはかってもらっ

のでお薬の量を減らしています。

7

ほどで新薬もいくつか出ています。

《答え》

んかんのお薬は血中濃度が大切との

炎ができたりと、

副作用が疑われる

ていますが、

攻撃的になったり口内

てんかん発作を抑える薬を服用

2010年3月20日発行 No. 126 (2800部) NPO 法人 療育ねっとわーく川崎 発行者 江川 文誠 編集者 谷 みどり

> こんなとき どうするの

ということで、主に発作に関わるお舌を引へに、こっということで、主に発作に関わるお舌を引へに絡む応急対応」の研修が行われました。江川先生の「ケアに絡む応急対応」2010年3月9日(火)ソレイユ川崎にて、ヘルパー会

くつか出ました。

研修会で、

こんなときどうす

こんなときどうすればいいの?・・主に発作に関わるお話を伺いま

という質問が

そこから類推できる 減らす

のである程度大丈夫

前にはかっていて、

らす場合は、

《答え》

(支援者)

波をはかる検査もあります

に確認が必要だが減

増やす時にはまめ

です

なるかは、

少

減らして状態がよ

抗てんかん剤の副作用			
眠気	薬疹	多動	
歯肉肥厚	肝障害	血小板減少	
食欲亢進・低下	筋力低下	分泌物増加	

切(んかん剤の副作用			
眠気	薬疹	多動	
歯肉肥厚	肝障害	血小板減少	
食欲亢進・低下	筋力低下	分泌物増加	

て変えるのは勇気がいる。 今きいている薬をあきいかを特定していきます ここ4年

なれていて、不安に思うことがあり な発作を起こすのだが、 支援に入って いるお子さんで大き お母さんが

いのではと思います。 らしている家族の判断に任せても 発作の大きさについては、

とつひとつの条件をつぶして何が原 いる薬をあきらめて改め

因

《質問》

《質問》

るが、 に話したらよいでしょうか(保護者) いときがあります。 子どもの様子がおか 発作かどうかの判断がつかな 医師にどのよう しいときがあ

動画をとって医師に見せるとよ こではっきりしなければ、 様子がおかしい時は、 プロに判断してもらう。 ビデオなど 24時間脳 そ で

しよう。

収めてあります。 は、ロンド事務所までお問 研修会の内容につ 。 ご覧になりたいさ についてはDVDに い合わ せ方

ください

1995 年 8 月 10 日第三種郵便物認可(毎週 1 回水曜日発行 2010 年 4 月 3 日発行 S S K S 増刊通巻第 4834 号)

ご感想は e-mail:kouhou @ rond.jp までどう ぞ ☆編集メンバー谷、山崎健、杉田、遠藤

3

はいきんぐくらぶずんずん

日曜日に開催予定

☆多摩川を歩く会です。障害のある方 もない方も、みんな楽しく歩いていま す。サポーター募集中!

代表:桑原由起子

副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子 お問合せはロンド・福田まで

マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定

れいんぼう川崎で行います お問合せはロンド・和田ま

豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です 問い合わせ先 サポートセンターロンド

【映画】 ぼくはうみがみたくなりました

小説「ぼくはうみがみたくなり ました」は自閉症児・大輝君の父 親である脚本家・山下久仁明雅『 人でも多くの人たちに自閉症のこ とを知ってほしい』という思いか ら 2002 年に書き下ろした小説。 映画化を企画し、インターネット で製作費のカンパを呼びかけた矢 先の2006年3月、山下久仁明 は中学を卒業したばかりの大輝君 を事故で失う。その3年後、全 国の賛同者 1000 人以上からの寄 付をもとに、2009年の春、つい に映画が完成する。



4月3日~4月9日 13:50 4月10日~4月16日 11:50/19:00 *休映 4月5日·4月11日·4月12日

川崎市アートセンターで上映※小田急線新百合ヶ丘駅北口3分 一般 1500 円/大学専門生 1200 円 シニア・障害者・付添 1000 円

『たまりばフェスティバル 2009 ~今年も大盛りビタミンえん あなたのハートにウルトラ IN ~』

日時・・・2010年3月20日(土)14:00~17:00(開場13:30)

参加費:大人・1200円 (コーヒー券付き) 会場:川崎市民プラザ・ふるさと劇場

アクセス:①田園都市線・南武線「溝の口」駅南口バス停から市営バス(溝23系統)「梶ヶ谷」 駅行き乗車→「市民プラザ」下車(約10分)②田園都市線「梶ヶ谷」駅から市営バス(溝23系統)「溝 □」駅南□駅行き乗車→市民プラザ下車(約5分)③田園都市線「梶ヶ谷」駅より徒歩15分 主催: NPO 法人フリースペースたまりば TEL:044-833-7562 http://www.tamariba.org 【フェスティバルプログラム予定】

①パーカッション奏者 B・B モフランとジャンベ(西アフリカ太鼓)隊の演奏②ソプラノ歌手桜井純恵 さんと合唱③俳優片岡五郎さん・ジャズダンサー西崎さんとオリジナル劇④愛知県立大学長谷川ゼミ と仲間たち作成の映像⑤ 9001F の鉄道写真とトーク⑥ジョナサン劇団(保護者で結成)のオリジナル 劇⑦たまりばフォルクローレ(南米民俗音楽)隊「ロスえんクエントロス」の演奏(チャランゴ奏者 TOYO 草薙さん・ケーナ奏者長岡さん・サンポーニャ奏者荒川さんと演奏) ⑧一年間の活動ビデオ「た まりば2009 の上映⑨みんなでオカリナ演奏⑩若者フォルクローレバンドの演奏⑪若者有志によるバ ンド演奏

☆他にも、工房たまりば製品の展示等も行ないます。

会員・賛助会員募集

〒 214-0014 川崎市多摩区登戸 2 9 8 1 サポートセンターロンド TeL 0.44-9.30-0.160 Fax 0.44-9.30-0.12.8 e-mail: info@rond.jp http://www.rond.jp/ 《会費振込先》郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎

■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2000 円 賛助会費一口 1000 円

定非 営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会郵便番号一五七—〇〇七三 世田谷区砧 2個一〇〇

) 一

時間がかかるが、 ていく必要がある つ確かめながらやっ

今月号の目次

こんなときどうするの…

障害者福祉施策に関する要望書と回答

3 2 ^

みんなの伝言板……明日香のたまてばこ. ルパー -会報告 「発作について」

頁は会員のみ配

8

要望宝 書と回答 関 す る

望書」の回答をおしらせします。た「障害者福祉施策に関する要昨年11月25日に7団体で提出し

要望事項(回答)

1. 障害児・者の福祉サービス、および自立支援医療、補装具の利用に対する負担は中止するよう国に働きかけると共に、当面、川崎市として利用者本人の所得が非課税の場合 は無料にしてください。
(回答) 障害福祉サービスに係る国への要望につきましては、これまでも他の政令市とともに、利用者負担に関することも含め、行ってまいりました。今後とも、障害者自立支援法の施行状況等に留意しながら、国への働きかけを行ってまいりましたが、国においでは、でざいますが、本市におきましては、これまでも、市独自の軽減策を実施しておりますので、今後とも、国の動向等に留意しながら、利用者自担の無料化を予定しておりますので、今後とも、国の動向等に留意しながら、利用者自担の無料化を予定しておりますので、今後とも、国の動向等に留意しながら、利用者の方々の過重な負担にならないよう、配慮してまいりたいと存じます。

2. 施投利用者に対する食費・水光熱費・個室利用料等の全額自己負担を軽渡してください。

担軽減を図っているところでございまは、障害者自立支援法では、収入状況は、障害者自立支援法では、収入状況熱水費等の実費負担分につきまして

(1)利用者負担は中止してくださいの(1)利用者負担は中止してくださいな見直しを行ってください。 3. す。 のい 湯合 当

次のよう

で、本市の場合、利用者負担について、援事業のメニューとなっておりますの障害者自立支援法に基づく地域生活支(回答)移動支援事業につきましては、

大震行ります。 大震谷大学の負担割合より低額に設定 したところでございます。 具体的には、原則、報酬単価の8% としておりますが、社会生活上不可欠 な外出である移動支援については3% とすることで、さらに軽減を図っているとすることで、さらに軽減を図っているとするところでございます。 今後とも、障害福祉サービスの利用 者負担に係る国の動向や他都市の移動 支援事業の実施状況等に留意しなが ら、利用者の方々の過重な負担になら ないよう配慮してまいりたいと存じます。

(2)支援を受けなくては外出が困難な障害者の権利として移動支援の支給を認め、利用目的を問わない移動支援サービスに一本化してください。
(回答)移動支援事業のサービスに一本化してください。
(回答)移動支援事業のサービス無力容とするために設定したものでございます。また、利用者負担につきましても、原則8%とするなか、「移動支援」について3%としたのは、「社会生活上必要不可欠な外出」については、可能な限り利用者の皆様の負担軽減を図るためでございます。
いずれにいたしましても、移動支援」について3%としたのは、「社会生活上必要不可欠な外出」については、可能な限り利用者の皆様の負担軽減を図るためでございます。
の廃止も含めた今後の国の動向等を踏まえたうえで、検討してまいりたいとましております。
(3報酬単価を抜本的に引き上げてください。

2

(回答)本事業の報酬単価につきましては、指定移動支援事業者の経営の安定化に向けて、平成22年度から額の引定化に向けて、平成22年度から額の引定化に向けて、平成22年度から額の引定が、他の時間帯においても、ご利用時間は8時から21時の間としておりますが、他の時間帯においても、ご利用時間は8時から21時の間としておりますが、他の時間帯においても、ご利用時間は8時から21時の間としております。

用を認めてくださ サービスが認められた経緯からの施設入居者も日中活動の場へのスの提供は可能としております。 海へのま あくのま 返 の利 での支援

(回答) 障害者支援施設において施設 (回答) 障害者支援施設において施設 社サービスについて支給決定を受ける ことになり、原則として、居宅介護等を利用することはできませんが、一時帰宅する場合など施設入所に係る施設 重度訪問介護、重度訪問介護、可能となっております。
おりますので、現時点で施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、一時帰宅中の利用などが考えられば、一時帰宅中の利用などが考えられますが、地域移行するための支援の一な別ますが、地域移行するための支援の一時には、通所支援により6カ月の範囲内での利用する場合で、当該施設等の送迎サービスがなく付添い介助が必要なときには、通所支援により6カ月の範囲内での利用は可能としても、個別給付の医療的ケアが必要な障害者が外出する際に、医療従事者を市の責任で確保し、その利用は可能としております。
(回答) 現行の制度体系の中では、医療的なケアが見込まれる重度障害者等

包括支援の対象者については、重度訪問介護において、障害程度区分6、重度障害者等包括支援対象者として移動に係る介護支援を提供することが可能となっております。また、移動支援事業につきましては、障害の程度で申し上げますと、重度訪問介護や行動援護の対象とならない中軽度から重度の障害児者を対象としております。
つきましては、現行の制度の中では医療従事者による医療的なケアが必要な障害者への外出支援及び医療的ケアに特化したサービスはございませんが、本市におきましては、現行の制度の中では医療従事者による医療的なケアが必要な障害者への外出支援及び医療的ケアに特化したサービスはございませんが、本市におきましては、関係機関等の御協力をいただき、平成21年度において、医療がうる体制の整備(人材の育成)について努めてまいりたいと存育成)について努めてまいりたいと存さます。

施しておりますが、制度の安定性・継続性が何より重要であると考えておりますので、22年度以降の対応につきるとともに、制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。

5. 心身障害者手当の削減につながる所得制限の導入や支給対象者の見直しなどの検討を直ちに中止し、現行の手当支給を継続すると共に、精神障害者自己、その検討を直ちに中止し、現行の手当支給を継続すると共に、精神障害者自己、その検討を直ちに中止し、現行の手当支給を継続すると共に、精神障害者を実施しております。
(回答) 心身障害者手当の削減につながる財き続き手当のあり方や在宅福祉サービスの充実について検討してまいります。
6. 重度の肢体障害者がグループホームおよびケアホームの対象をなったところでございます。これまで知的障害者につきましても、グループホームおよびケアホームの対象となったところでございます。これまで知りなりました場合に生じる報酬単価の減額に対して補助を行ってください。
(回答) 平成21年10月から身体障害者を実施してまいりました家積神障害者を実施してまいりました家積神障害者を実施してまいりました家積神障害者を実施しておりました家積神時害者を実施しておりました家積神時害者を実施しておりました家積神時害者も対象として加えてまいりました。

また、バリアフリー化の整備に係る支援については、既存の国制度の活用を図ってまいりたいと存じます。なお、入居者が居宅介護を利用した報酬単価を算定する扱いにつきましては、従前は、居宅介護を利用した日のみ低い報酬単価を算定する扱いとなりましたが、平成21年10月から取扱いにつきましては、従前できるショートステイを使えるように入所施設の緊急一時用の枠を設けてください。契約ではなく緊急措置扱いとなりますので、主たる介護者が病気や怪我、親族知人の葬儀などの緊急一時用の枠を設けてください。契約ではなく緊急措置扱いとし、予算をつけてください。一時的に利用できるショートステイを使えるように入所施設の緊急一時用の枠を設けてください。契約ではなく緊急措置扱いとし、予算をつけてください。一時のに利用を支えるための重要な施策と考えては、障害がある方々やご家族の地域生は、適年にわたっては、関係施設等と協議しながら、平成22年度からの実を協議しながら、平成22年度からの実を協議しながら、平成22年度からの実を協議しながら、平成22年度からの実と協議しながら、平成22年度からの実と協議しながら、平成22年度からの実を協議しながら、平成22年度からの実と協議しながら、平成22年度からの実を協議しながら、要に方式で施設側にお願いきるよう、委託方式で施設側にお願いるところででざいます。

サービス水準が低下することのないよう、努めてまいりたいと存じます。
いずれにいたしましても、移動支援事業につきましては、障害のある方々の地域社会における自立と社会参加を促進するための重要な施策として認識しておりますので、ご利用者からのご意見、ご要望や、施行状況等を踏まえて、障害のある方々の地域での様々な移動を支援できますよう、より充実した制度にしてまいます。
4. 重度障害者医療費助成制度については、年齢や所得による助成対象者の制限を設けず、引き続き、重度障害者の医療費を無料にしてください。また、助成対象者を精神障害者福祉手帳2級の方まで広げてください。
しては、重度の障害がある方の健康保持並びに福祉の増進を図るため、県の時立負担分を助成しているものでございます。
しかしながら、制度発足当時と比べまし、て、度重なる医療制度改革や対まし、て、度重なる医療制度改革や対まし、て、度重なる医療制度改革や対まし、て、度重なる医療制度改革や対まし、て、度重なる医療制度改革や対まし、て、度重なる医療制度改革や対まし、て、度重なる医療制度改革や対まし、で、度重なる医療制度改革や対まし、で、度重なる医療制度改革や対まし、で、度重なる医療制度改革や対まし、で、度重なる医療制度改革や対ました。

削減されている状況にありま限等を実施したことにより、補一方で、神奈川県が年齢制限・ 増 増加等に 度重なる れ 、神奈川県が年齢制限・等により事業費が年々増里なる医療制度改革や対り、制度発足当時と比べ ま補

 $\rightarrow 0$

単の -独で助成することにより現行通り実治補助対象外となった方についても市本市といたしましては、21年度は県

が変更となった場合におい動向に留意するとともに、さましては、本市におきまし

いても

も、度

じても、

(回答) 国 の見直し ます。 つきま。 体系が変

国にお

きまして

||別給付化な

ている。

何っており 今後、制度 移動支援

を伺

肌